

地域住民の心と活動をつなぐプラットフォーム

第三次
墨田区地域福祉計画
(後期)

(平成28(2016)年度～平成32(2020)年度)



平成28(2016)年3月
墨田区

はじめに



墨田区では、平成 23 年に「第三次墨田区地域福祉計画（平成 23 年度～平成 32 年度）」を策定し、墨田区基本構想で示された協治（ガバナンス）の考え方に基づき、区民、地域で活動されている団体やボランティア、社会福祉法人等の皆様と区が連携・協働して地域福祉を推進してきました。

このたび、計画の中間年にあたり、昨今の社会状況の変化等を踏まえ、今後 5 年間の後期計画として改定を行いました。改定にあたっては、計画の基本理念である「個人の尊厳を守る」「共に生きる地域をつくる」「協治（ガバナンス）を実行する」を引き継ぐこととしました。また、前期計画の優先的取組の一つであった「地域福祉プラットフォームづくり」を、今後の地域福祉を推進していく上での基盤になる考え方として位置付けました。

これは、すみだの地域特性であるコミュニティの力、地域力を活かし、多くの区民や団体の方々が連携・協働していくための場としてのプラットフォームを地域に増やしていくことが、地域福祉推進の原動力になるという考え方によるものです。

改定にあたりましては、福祉の様々な分野で活躍されている方々で組織する「墨田区地域福祉計画推進協議会」において検討を重ねたのをはじめ、民生委員・児童委員等へのヒアリング、福祉施設等へのアンケートなど、区民の皆様からいただいた多くの貴重な御意見をできる限り反映いたしました。

墨田区地域福祉計画推進協議会委員の皆様をはじめとする関係の皆様、アンケートに御協力いただいた多くの区民の皆様に心から感謝を申し上げます。

今後、子どもから高齢者まで、障害のある人もない人も、誰もが住み慣れた地域でいきいきと暮らしていくよう、区民の皆様や地域の関係団体・機関の皆様と共に本計画の着実な推進を図ってまいりますので、御理解と御協力をお願い申し上げます。

平成 28 年 3 月

墨田区長 山 本 亨

墨田区地域福祉計画に寄せて

前期計画は、児童、障害、高齢者の行動計画が初めて体系的にまとまる土台として機能し、地域福祉推進の中核である社会福祉協議会の地域福祉活動計画とも連動しました。ガバナンス（協治）の理念が福祉分野での取り組みとして具体化された計画でした。

前期計画の優先項目のうち、①見守り活動の推進では、高齢者みまもり相談室の展開、社協による小地域活動の実践が顕著でした。②担い手の育成支援では、民生委員・児童委員の研修、実践内容が進展しました。③地域福祉プラットフォームづくりでは、試みが広く行われていますが、その掌握とその手法の理念化に課題が残りました。④情報の周知、理解参加の促進では、地域福祉・ボランティアフォーラムが毎年行われ、関係者、区民が一堂に会して実践を学ぶ機会となり、区民を対象とした福祉教育が実践されました。

後期計画は上記実践を展開するものです。高齢者支援総合センター、高齢者みまもり相談室がセットになって8地域に配置され、機能を発揮しています。この地域の区割りに、児童、障害の地域包括ケア拠点ができるとよいと考えます。児童の場合、子育て支援総合センターはすでに要保護児童のための包括的機能を果たしていますし、児童館も新たに児童包括センターの役割を果たすことができます。社会福祉法人の地域福祉施設としての役割も期待できるでしょう。

後期計画の最大の特色は、プラットフォーム論です。「プラットフォームとは何か」から始まり、様々な種類のプラットフォームを知り、その展開と成長を身をもって体験していくことが必要です。地域福祉計画に期待されているのは、福祉課題解決のための、官民



連携、機関協働、社協、町会・自治会、NPO、企業、教育、保健福祉などの参加協働の促進です。そのための方法論、技術と知識がプラットフォーム論です。すでに無数といってよいほどの多くのプラットフォームが存在し、活動しており、それらがさらに結び合ったり、新たなプラットフォームが成立したりします。これらの活動がばらばらに進むのではなく、秩序をもって墨田区でまとまってゆけるよう、全体を俯瞰し組織的に進めてゆく視点を常に持ちたいと思います。

平成28年3月

墨田区地域福祉計画推進協議会会长 野原 健治

目 次

第1章 計画策定の背景と目的 1

1. 計画の背景.....	2
2. 地域福祉推進の考え方	3
(1) 地域福祉とは	3
(2) プラットフォームという考え方	3
(3) 地域福祉計画の目的	3
3. 地域福祉推進の各主体.....	4
(1) 区民.....	4
(2) 町会・自治会等	4
(3) ボランティア・N P O	4
(4) 民生委員・児童委員	4
(5) 社会福祉法人・福祉施設.....	4
(6) 企業・商店・事業所・医療機関.....	4
(7) 社会福祉協議会	5
(8) 区	5
4. 計画の性格と位置づけ	6
5. 計画期間.....	7
6. 計画の策定体制と区民参加による計画づくり	8
(1) 計画の策定体制	8
(2) ヒアリング調査及びアンケート調査の実施	9
(3) すみだ地域福祉・ボランティアフォーラムにおけるディスカッション	10
(4) パブリック・コメントの実施.....	10

第2章 地域福祉を取り巻く状況 11

1. 社会情勢の動向	12
2. 墨田区の地域福祉を取り巻く状況	14
(1) 人口と世帯の状況	14
(2) 高齢者の状況	16
(3) 障害者の状況	18
(4) 子ども・家庭の状況	19
(5) 生活に困難を抱えている人の状況	20
(6) 住まい環境の状況	21
(7) 町会・自治会加入世帯数と加入率の推移	22
(8) ボランティア・N P Oの活動状況	23

第3章 計画の基本的考え方 27

1. 計画の基本理念	28
2. 計画の基本目標	29
3. 計画の基本的視点～プラットフォームによる地域福祉～	30
4. 取り組みの体系図	31

第4章 これまでの成果と課題 33

1. 墨田区地域福祉計画の歩み	34
2. 第三次墨田区地域福祉計画（前期計画）の成果と課題	35
(1) 成果と課題の把握	35
(2) 見えてきた成果と課題	35

第5章 取り組み内容 39

1. 取り組みの方向性と主な事業	40
2. 取り組み内容	42
基本目標1　区民が安心して暮らせる福祉のまちをつくる	42
(1) 地域の中で共に生きる意識を高める（ソーシャル・インクルージョン）	42
(2) 誰もが移動しやすいまちをつくる（ユニバーサル・デザイン）	46
(3) 要援護者を守る防犯・防災体制を整備する	50
基本目標2　区民が安心して利用できる福祉サービスを提供する	56
(1) 地域の相談支援体制を充実させる	56
(2) 支援が必要な人の権利を守る	60
(3) 福祉サービスの量と質を確保する	64
(4) 生活に困難を抱えている人の自立を支援する	68
基本目標3　区民の積極的な地域活動を進める	74
(1) 福祉の施策や活動に関する情報を伝える	74
(2) 地域福祉に関する学び合いを推進する	78
(3) 地域福祉の担い手を育成・支援する	82
(4) 地域活動を活性化する	86
基本目標4　区民が地域で支えあい・助けあうしくみを確立する	92
(1) 日頃からの地域のつながりをつくる	92
(2) 地域における見守り活動を推進する	96
(3) 地域をつなぐプラットフォームをつくる	100

第6章 計画の推進 109

1. 計画の周知、理解・共有の推進.....	110
2. 計画の進捗管理と評価.....	111
3. 評価方法.....	112
4. 本計画の達成状況の評価と次期計画への反映.....	113

資料 115

1. 計画の検討体制・検討経過.....	116
(1) 墨田区地域福祉計画推進協議会.....	116
(2) 墨田区地域福祉計画推進本部.....	118
2. ヒアリング調査及びアンケート調査の詳細.....	120
3. 墨田区地域福祉計画関係年表.....	130